

広報おだわら発行規則の一部改正（素案）

1 改正の背景

現在、行政改革の歳出抑制の観点から、広報紙発行を見直しています。
この見直しに伴い「広報おだわら発行規則」の一部改正を行う必要が生じました。

2 改正する規則

広報おだわら発行規則

3 改正の内容

広報紙の発行回数を毎月1回に改めます。

4 規則の施行予定日

平成29年4月1日（予定）